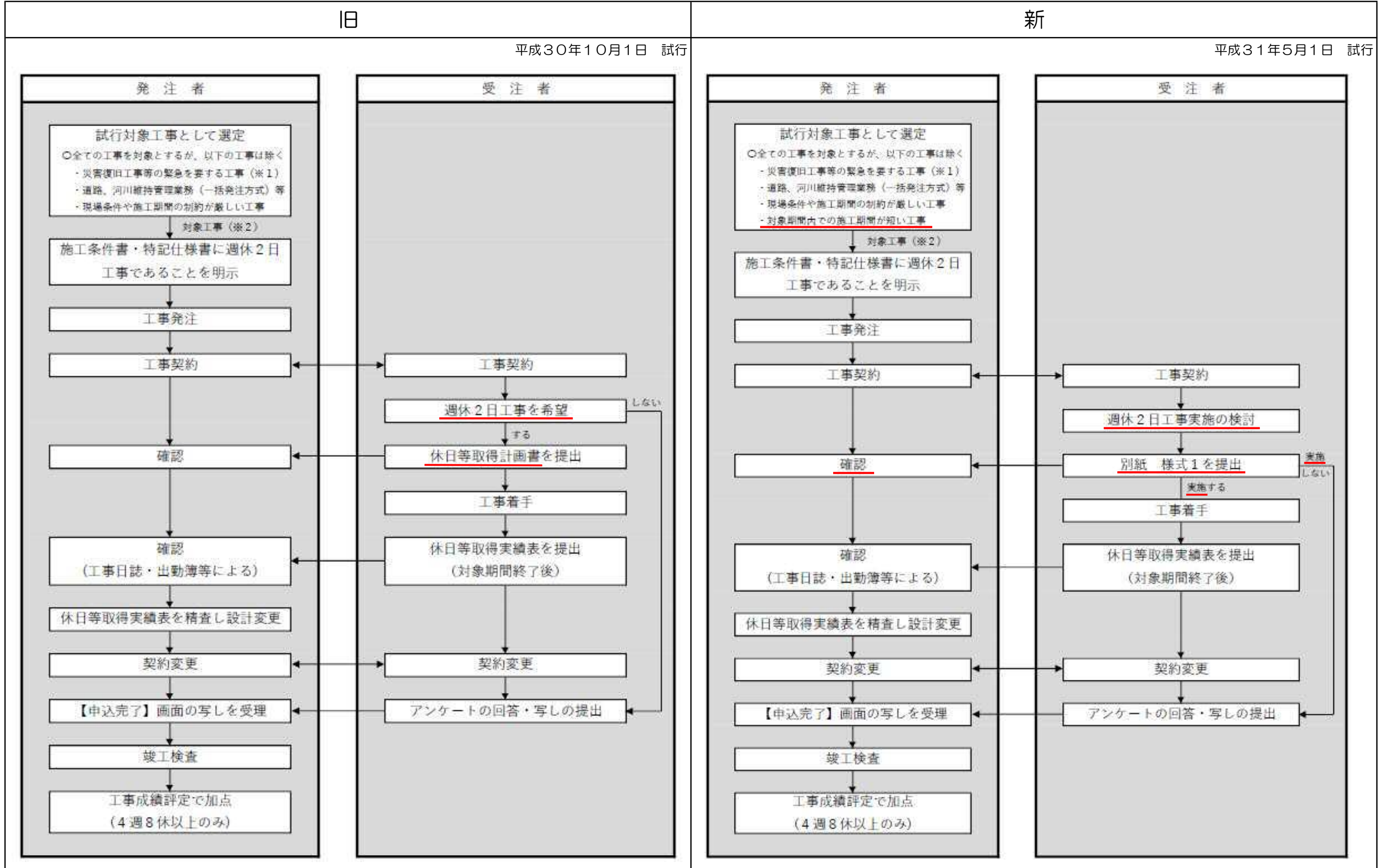


新旧対照表

旧	新
<p>第2条 定義</p> <p style="text-align: right;">平成30年10月1日 試行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(対象工事)</p> <p>第3条 対象工事は、島根県土木部・農林水産部（建築住宅課、港湾空港課及び漁港漁場整備課を除く）が所管する全ての工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。</p> <p>(1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事</p> <p>(2) 道路及び河川維持管理業務（一括発注方式）等</p> <p>(3) 現場条件や施工期間の制約が厳しい工事</p> <p>なお、契約時には対象外工事であっても受発注者間の協議により週休2日の確保が可能と判断された場合は、設計変更の対象とすることができる。その際の協議は施工計画書の提出前に行わなければならない。</p> </div> <p>第4条 実施方法</p> <p style="text-align: right;">平成30年10月1日 試行</p>	<p>第2条 定義</p> <p style="text-align: right;">平成31年5月1日 試行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(対象工事)</p> <p>第3条 対象工事は、島根県土木部・農林水産部（建築住宅課、港湾空港課及び漁港漁場整備課を除く）が所管する全ての工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。</p> <p>(1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事</p> <p>(2) 道路及び河川維持管理業務（一括発注方式）等</p> <p>(3) 現場条件や施工期間の制約が厳しい工事</p> <p>(4) <u>対象期間内での施工期間が短い工事</u> 追加</p> <p>なお、契約時には対象外工事であっても受発注者間の協議により週休2日の確保が可能と判断された場合は、設計変更の対象とすることができる。その際の協議は施工計画書の提出前に行わなければならない。</p> </div> <p>第4条 実施方法</p> <p style="text-align: right;">平成31年5月1日 試行</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(実施方法)</p> <p>第4条 発注者は、公告資料に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、施工条件書に「週休2日工事」である旨を明記するものとする。</p> <p>2 「週休2日工事」の発注方式は、契約後、受注者の希望により「週休2日工事」を実施する「受注者希望型」とする。</p> <p>3 受注者は、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」の実施希望の有無を発注者に書面にて報告するものとする。</p> <p>4 その他実施に当たっては、「島根県週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。</p> </div> <p>第10条 提出書類の虚偽</p> <p style="text-align: right;">平成30年10月1日 試行</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(実施方法)</p> <p>第4条 発注者は、公告資料に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、施工条件書に「週休2日工事」である旨を明記するものとする。</p> <p>2 「週休2日工事」の発注方式は、契約後、受注者の希望により「週休2日工事」を実施する「受注者希望型」とする。</p> <p>3 受注者は、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」の実施希望の有無を書面（別紙様式1）により発注者に報告するものとする。</p> <p>4 その他実施に当たっては、「島根県週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。</p> </div> <p>第10条 提出書類の虚偽</p> <p style="text-align: right;">平成31年5月1日 試行</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(提出書類の虚偽)</p> <p>第10条 <u>休日等取得計画表兼実績表等の提出資料</u>について、虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(提出書類の虚偽)</p> <p>第10条 <u>休日等取得実績表等の提出資料</u>について、虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。</p> </div>

新旧対照表



新旧対照表

旧	新
<p>2 実施方法</p> <p style="text-align: right;">平成30年10月1日 試行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 受注者は、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」の実施希望の有無を発注者に書面にて報告するものとする。</p> <p><u>(2) 受注者は、施工計画書の提出時に、週休2日の取得計画が分るように別紙1を参考に休日等取得計画表兼実績表を作成の上、監督職員に提出するものとする。</u> 削除</p> </div>	<p>2 実施方法</p> <p style="text-align: right;">平成31年5月1日 試行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 受注者は、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」の実施希望の有無を発注者に書面（別紙様式1）にて報告するものとする。</p> </div>
<p>3 実施報告</p> <p style="text-align: right;">平成30年10月1日 試行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3 実施報告</p> <p>(1) 受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の<u>休日等取得計画表兼実績表</u>を提出しなければならない。なお、工事期間中に監督職員から請求があった場合は、その都度提示しなければならない。 削除</p> <p>(2) 受注者は、休日の取得実績が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等）を提示し、監督職員の確認を受けなければならない。</p> </div>	<p>3 実施報告</p> <p style="text-align: right;">平成31年5月1日 試行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3 実施報告</p> <p>(1) 受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の<u>休日等取得実績表</u>を提出しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、休日の取得実績が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等）を提示し、監督職員の確認を受けなければならない。</p> </div>